

令和6年7月12日

広島県薬剤師会長 様

中国四国厚生局指導監査課長

施設基準の届出状況等の報告に係る周知について（依頼）

社会保険医療行政の推進につきましては、平素より格別のご協力を頂き厚くお礼申し上げます。

厚生労働省保険局医療課長通知「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和6年3月5日付け保医発 0305 第5号）及び「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和6年3月5日付け保医発 0305 第6号）において、届出を行った保険医療機関又は保険薬局は、「毎年8月1日現在で施設基準の適合性を確認し、その結果について報告を行う」と定められております。

つきましては、管内保険薬局に対し、別添の内容により報告を依頼することとしますのでご了知いただくとともに、貴会会員への周知並びにお問い合わせへの対応等についてご配慮くださるよう、お願い申し上げます。

記

1. 保険医療機関等への案内文書発送予定日及び当局ホームページ掲載予定日は、令和6年7月29日（月）であること。
2. 提出期限は、令和6年8月30日（金）（必着）であること。
3. 一部報告書については、電子申請による報告が可能であること。

担当：中国四国厚生局指導監査課 森田・湯原
電話番号：082-223-8209

施設基準の届出状況等の報告（定例報告）について

施設基準を届け出ている保険薬局は、毎年8月1日現在において施設基準等の適合性を確認し、その結果について報告を行うこととされております。

つきましては、下記の点にご留意のうえ、報告書等を提出するようお願いいたします。

記

1. 報告書等提出期限 令和6年8月30日（金）（必着）
2. 提出する報告書等 中国四国厚生局のホームページに「8月1日定例報告」のコーナーを設置しておりますのでこちらをご覧ください。
<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku>
※トップページの「令和6年度 施設基準の定例報告」のバナーをクリックしてください。
3. インターネット環境がない等の理由により、報告様式のダウンロードが困難な保険薬局におかれましては、下記問い合わせ先までご連絡ください。
4. 一部の報告書について、電子申請による報告が可能です。
保険医療機関等の電子申請に必要なユーザーID・初期パスワードの取得手続きについては、ホームページの「保険医療機関等電子申請・届出等システムについて」をご確認ください。
https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/gyomu/gyomu/hoken_kikan/denshi_system.html
なお、ユーザーID・初期パスワードの取得手続きには、時間を要しますのでご了承ください。
5. 本報告書等の提出をもって新規又は変更等にかかる施設基準の届出や保険外併用療養費の報告とはなりませんので、該当する場合は別途提出をしてください。
6. 報告書等提出の際は、封筒に朱書きで「定例報告書在中」と記載をお願いいたします。
なお、提出する報告書等に押印は不要です。（訂正印、捨印も不要です。）
また、印刷される際には、片面印刷でお願いします。

【問い合わせ・提出先】

〒730-0012

広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館2階

中国四国厚生局指導監査課 審査グループ

TEL：082-223-8209

FAX：082-223-8235